

★お詫びと訂正

ポケット肥料要覧（P 304）の「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の別表第一の基準」において、誤りがございましたので、お詫びして訂正させていただきます。

誤：14 1,1-ジクロロエチレン 検液1リットルにつき 1,1-ジクロロエチレン **0.2** ミリグラム以下

正：14 1,1-ジクロロエチレン 検液1リットルにつき 1,1-ジクロロエチレン **1** ミリグラム以下

備考

誤：2 この表の **24** の項に掲げる基準は、第4条の規定に基づき環境大臣が定める方法により令第6条の5第1項第3号ツに掲げる指定下水汚泥又は指定下水汚泥を処分するために処理したものに含まれるこの表の **24** の項の第1欄に掲げる物質を検定した場合における同項の第2欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。

正：2 この表の **25** の項に掲げる基準は、第4条の規定に基づき環境大臣が定める方法により令第6条の5第1項第3号ツに掲げる指定下水汚泥又は指定下水汚泥を処分するために処理したものに含まれるこの表の **25** の項の第1欄に掲げる物質を検定した場合における同項の第2欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。